No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	4	第1	8	4)				下水道下水道法施行令第5条の5第1項第2号によると、今回 設定された計画放流水質では急速ろ過法を併用することが求め られることになります。このため、急速ろ過法、またはそれに 準じる施設の建設を含む提案が必要と考えて宜しいでしょう か。	計画放流水質の区分に応じて、施行令第5条の5第1項第2号の表に掲げる方法によること。
2	実施方針	20	第3	6	4	2		業体(乙型)・ 代表者の設計担 当技術者経験	特定建設共同企業体 (乙型) 代表者の設計担当技術者について、「機械設備工事」の設計経験と合わせて、「電気設備工事」の設計経験を求める記載がありますが、特定建設共同企業体 (乙型) 代表者以外に構成企業 (乙型) として、電気設備工事を施工する会社を加え、その会社が電気設備工事を行う場合は、代表企業 (機械) には電気設備工事の設計経験は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	15	第3					参加資格(特記	特定建設工事共同企業体(乙型)において土木工事を施工する者は記載の4.5.1と4.5.2の両方の条件を満たす者であれば1者で施工可能との判断でよろしいでしょうか。ご教示ください。	特定建設共同企業体(乙型)の代表者以外の者が4.5.1と4.5.2 の両方を満たす場合には、ご理解のとおりです。
4	実施方針	21	第3						上記が可能な場合において、配置技術者は6.5.1及び6.5.1.2の施工実績を有するものであれば1名の専任で良いとの判断でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
5	実施方針	3	第1	8	1)			設の概要	処理能力(日平均、日最大汚水量等)や計画放流水質の詳細情報は募集要項等に記載されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	3	第1	8	1)			設の概要	本募集での提案範囲は、表1-1の処理能力2,450m3/日相当(別 紙1の2枚目記載の範囲)であり、全体計画は含まれないとの理 解でよろしいでしょうか。	水処理施設については、ご理解のとおりです。
7	実施方針	3	第1	8	2)			の概要	表1-2に記載の主要施設の概要については、あくまで参考であり、各設備の数量、仕様等は事業者の提案による変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	各設備の数量、仕様等に関する事業者の提案可能な範囲は、要 求水準書により示します。
8	実施方針	4	第1	8	2)				自家発電設備の容量として「375kVA」の記載がありますが、容量計算結果により容量を変更することは可能でしょうか。	各設備の容量等に関する事業者の提案可能な範囲は、要求水準 書により示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
9	実施方針	4	第1	8	4)				成」とは「水処理施設の処理方式」を意味し、各設備や機器単体の意味では無いとの理解でよろしいでしょうか。 誤解無きよう、設備や機器の意味では無いことを明記いただき	事業の技術評価、地方共同法人日本下水道事業団による選定新
10	実施方針	5	第1	9	1)				現時点で事業者による実施を予定されている事前調査の有無及 び内容をご教示ください。	事前調査については要求水準書に示します。
11	実施方針	5	第1	9	1)			表1-4 業務概要	現時点で必要となることが想定される周辺環境対策(事前調査、事後調査及びその他の対策)の有無及び内容をご教示ください。	周辺環境対策については要求水準書に示します。
12	実施方針	5	第1	9	1)				設計業務の内容には、建設工事価格算出に関する記載がありませんが、建設工事費の算定作業はどのように行われる予定でしょうか。	建設工事価格算出の方法は、要求水準書等に記載します。
13	実施方針	5	第1	9	1)			表1-4 業務概要	設計業務(実施設計)に係る委託費用に関する記載がありません。設計業務に係る委託費用に関する方針をご教示ください。	設計業務に係る委託費用に関する方針は、募集要項に示します。
14	実施方針	8	第1	10	2)			様等	遵守すべき規格、基準、仕様等に日本下水道事業団の各種仕様 書、必携等の記載がありますが、より柔軟な事業者の創意工夫 を目的とし、日本下水道事業団仕様は遵守または準拠の位置付 けから除外いただきたく、検討をお願い致します。	
15	実施方針	8	第1	10	2)			様等	より柔軟な事業者の創意工夫を目的とし、提案する機器や電気盤、監視装置、プラント設備(配管等)は日本下水道事業団の標準仕様の範囲外のものも認めていただきたく存じます。	
16	実施方針	9	第2	1				選定のスケ	表2-1に記載されている「技術提案のヒアリング」と「技術対話」とは、いずれも貴法人との対面での対話によって行うものと理解して相違ありませんでしょうか。 また、それぞれ別の機会を設けて行うご予定であるのか、それとも同一の機会に行う予定であるのかをご教示ください。	

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
17	実施方針	9	第2	1				表2-1 募集及び 選定のスケ ジュール (予 定)	設計業務に関し、見積合せ等の手続(国土交通省令和2年1月 「国土交通省直轄工事おける技術提案・交渉方式の運用ガイド ライン」78頁5. 2. 1 (2) ) は予定されていますでしょうか。	予定しておりません。
18	実施方針	10	第2	3				図2-1 本事業の 契約の流れ	建設企業が実施義務を負う「技術協力」の具体的内容は基本協定において定められるものと理解して相違ありませんでしょうか。 また、現時点で想定されている建設企業の具体的な業務(義務)内容をご教示ください。	ご理解のとおりです。技術協力の内容は、要求水準書に示します。
19	実施方針	10	第2	3				図2-1 本事業の 契約の流れ	万一、実施設計および契約交渉の期間に、優先交渉権者と日本 下水道事業団の間で契約交渉が成立しなかった場合の取扱いは どの様なお考えでしょうか。	契約交渉が成立しなかった場合の取扱いは、募集要項に示します。
20	実施方針	23	第3	2	3)	7			設計企業の参加資格要件である管理技術者、担当技術者、照査 技術者が必要となるのは、設計期間のみとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	25	第4	1				事業者選定方式	事業者選定方式は募集要項等で示していただけるとのことですが、現時点では公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の設計交渉・施工タイプを予定されていると理解して相違ありませんでしょうか。	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条に規定される「技術提案・交渉方式」を予定しております。
22	実施方針	25	第4	4				著作権	本節に定める貴法人による提案内容の使用について、第三者への開示や公表を伴う場合、その内容(技術情報を含む場合等)によっては、当該使用によって応募者の利益が著しく害される可能性があります。 提案内容の開示や公表に当たっては、事前に応募者の承諾を得た上で行っていただけるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	26	第5	1				リスク分担の考 え方	リスク分担の詳細は募集要項等によってお示しいただけるもの と理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	26	第5	1				リスク分担の考 え方	本事業に内在するリスク又は本事業の実施自体に伴い発生する リスクについては、本事業の主体である瑞穂市又は同市から委 託を受けた貴法人によってご負担いただけるものと理解して相 違ありませんでしょうか。	リスクに関する考え方は募集要項等に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
25	実施方針	26	第5	3	1)			履行確認の実施	貴法人において事業者による設計及び工事の履行状況について確認を実施し、「その報告に係る費用は全て事業者の負担とする」とありますが、「その報告」とは、貴法人が要求される項目について事業者が貴法人に対して行う報告を指し、これを踏まえて貴法人が行う履行確認に係る費用は貴法人において負担されるものと理解して相違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	26	第5	3	1)				貴法人による改善要求に対して事業者が改善義務を負うのは、 事業者による設計や工事が要求水準や技術提案に適合していないことが客観的に認められる場合に限られるものと理解して相 違ありませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	26	第5	3	1)			履行確認の実施	貴法人が要求する項目・内容については、通常の建設請負工事と同程度の内容との理解でよろしいでしょうか。 また、建設工事における各種仕様の確認・検査はあくまで既に合意済みの実施設計内容に基づくものとし、実施設計の内容にまで遡った仕様変更等は行わないという理解でよろしいでしょうか。	す。建設工事における履行状況は、工事請負契約に基づく契約 内容等や事業者からの提出図書に従い確認します。 工事請負契約締結後の状況により、仕様等の見直しの必要が生
28	実施方針	5	第1	9	1)			事業者が行う業 務範囲	事業計画申請書の変更図書作成について、認可取得期限等のスケジュールが確定しているようであればご教示ください。	募集要項等で定める設計業務の完了までに事業計画申請の完了 を予定しております。
29	実施方針	23	第3	1	3)	7			終末処理場の実施設計業務について、JSからの発注業務の実務 経験のみが該当するでしょうか。	実施方針に記載の通りです。
30	実施方針	23	第3	1	3)	7		管理技術者の資 格要件	終末処理場の実施設計業務について、実務経験と見なされない 実施設計業の具体的な業務内容等がございましたらご教示くだ さい。	実施方針に記載の通りです。